第３　報酬

　取締役の報酬は、裁判所の許可を得て管財人が決定する。

第５節　会社の解散及び清算

第１　会社の解散

　更生会社は、更生計画認可決定後、管財人が裁判所の許可を得て決定する日に解散する。

第２　清算人の選任等

　更生会社の清算人は、管財人が裁判所の許可を得て選任する。管財人は、清算人の変更、補充又は増員の必要が生じたとき、裁判所の許可を得てこれを行う。

第３　清算業務

　管財人は、更生計画に基づいて、会社の財産の管理、処分、租税等の請求権の納付、更生債権者等に対する弁済、その他更生計画の遂行及び会社の清算に必要な業務を行う。

第10章　その他必要的記載事項等（省略）

別表１乃至14（省略）

大阪地方裁判所第６民事部

解散命令公告

奈良県公告

　下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており、又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項及び中小企業団体の組織に関する法律第69条第４項で準用する中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

　令和８年６月15日

奈良県知事　山下　　真

記

名称及び主たる事務所の所在地

命令の要旨

　大和木材工業協同組合

　奈良県桜井市大字戒重271番地の１

　中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

　御所市履物工業協同組合

　奈良県御所市大字元町114番の２

　中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

　奈良県自転車製造卸協同組合

　奈良市西木辻町193番地の５

　中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

　蟻通木材協同組合

　奈良県吉野郡東吉野村大字小545番地の１

　中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

　奈良県輸出履物協同組合

　奈良県北葛城郡王寺町元町一丁目３番２号

　中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

　奈良運転代行事業協同組合

　奈良県大和高田市幸町２番33号奈良県広域地場産業振興センター内

　中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

　奈良県豆腐油揚商工組合

　奈良県橿原市八木町111番地

　中小企業団体の組織に関する法律第69条第３項の規定に基づき解散を命ずる。

教示

１　この処分について不服がある場合は、行政不服審査法第２条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、書面により奈良県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の審査請求をすることができなくなります。

２　この処分についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、奈良県を被告（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県知事となります。）として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

会社その他の公告

解散公告

　当法人は、令和八年四月十日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

　令和八年六月十五日

　札幌市白石区東札幌二条五丁目九番一五号

　一〇四　特定非営利活動法人ふらっと

　清算人　青田　道保

解散公告

　当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

　令和八年六月十五日

　北海道苫小牧市末広町三丁目六番一五号

　六階Ｂ号室　ＡＣＲＯＳＴＡＲ株式会社

　代表清算人　王　　赤聰